

■行政庁等に対する申立て

I 審査請求

- 1 国土交通大臣に対する審査請求
〔請求の内容〕 内海ダム再開発事業に係る事業認定の取消決定を求める請求
〔経過〕 平成21年3月2日 申立て
現在、国土交通大臣による判断待ち
- 2 国土交通大臣に対する手続停止申立
〔請求の内容〕 上記1の審査請求に対する裁決が出るまでの間、事業認定を前提とする手続が継続されることの停止を求める申立て
〔経過〕 平成21年10月26日 申立て
現在、国土交通大臣による判断待ち

II 住民監査請求

- 1 香川県知事に対する住民監査請求
〔請求の内容〕 内海ダム再開発事業に係る一切の公金支出等の中止及び既に支出済み事業費相当額の賠償を求める請求
〔経過〕 平成22年2月15日 申立て
平成22年3月29日 却下決定 (住民訴訟提起へ)
- 2 小豆島町長に対する住民監査請求
〔請求の内容〕 内海ダム再開発事業に係る一切の公金支出等の中止及び既に支出済み事業費相当額の賠償を求める請求
〔経過〕 平成22年3月9日 申立て
平成22年4月19日 却下決定 (住民訴訟提起へ)

■裁判所に対する訴え

I 取消訴訟

- 1 事業認定処分取消請求訴訟
〔請求の内容〕 内海ダム再開発事業に係る事業認定処分を取消すことを求める訴え
〔経過〕 平成21年6月30日 高松地方裁判所に訴状提出
3回の口頭弁論、裁判官による現地視察が行われ、現在も訴訟係属中
- 2 執行停止申立
〔請求の内容〕 上記1の取消訴訟における判決が確定するまでの間、事業認定を前提とする手続が継続されることの停止を求める申立て
〔経過〕 平成21年11月24日 申立て
高松地裁において却下決定が出され、その後、高松高裁に抗告申立を行ったが抗告棄却決定が出され、現在、最高裁に上告中

II 住民訴訟

- 1 香川県知事に対する公金支出差止め等を求める住民訴訟
〔請求の内容〕 内海ダム再開発事業に係る一切の公金支出等の中止及び既に支出済み事業費相当額の返還を求める訴え
〔経過〕 平成22年4月26日 高松地方裁判所に訴状提出
第1回口頭弁論が開かれ、現在も訴訟係属中
- 2 小豆島町長に対する公金支出差止め等を求める住民訴訟
〔請求の内容〕 内海ダム再開発事業に係る一切の公金支出等の中止及び既に支出済み事業費相当額の返還を求める訴え
〔経過〕 平成22年5月12日 高松地方裁判所に訴状提出
平成22年7月26日に第1回口頭弁論予定

III その他

- 1 所有権保存登記抹消登記手続請求
〔請求の内容〕 内海ダム再開発事業によりダム底に沈むこととなる落合池の所有権登記に関し、所有者である落合池水掛の構成員らによる適正な議決を経ることなく旧内海町→国土交通省へと所有権移転した旨の不実の登記がされているため、その抹消を求める訴え
〔経過〕 平成21年11月9日 高松地方裁判所に訴状提出
2回の口頭弁論が開かれ、現在も訴訟係属中

■収用委員会の手続き

- 〔審理内容〕 内海ダム再開発事業に関して起業者から収用または使用の裁決申請があった土地等の確定、損失補償金の額等につき調査、審理を行う
〔経過〕 5回の審理手続き、現地調査を経て、平成22年4月20日に結審
現在、収用委員会による判断待ち

■次回裁判期日のお知らせ

平成22年7月26日(月) 11:30～ 高松地方裁判所